

仕 様 書

件 名	仙台駐屯地等産業廃棄物 収集運搬処分	仕様書番号	作成年月日
		A - 2 9	令和 8 年 2 月 2 6 日
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日	部隊等名	仙台駐屯地業務隊 管理科営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊仙台駐屯地等から発生する産業廃棄物収集運搬処分について適用する。

2 実施場所

宮城県仙台市宮城野区南目館 1 - 1 陸上自衛隊仙台駐屯地
宮城県仙台市宮城野区南目館 1 - 1 自衛隊仙台病院

3 一般事項

請負者は、各関係自治体の条例等規則を遵守し、下記に示す産業廃棄物を処理及び再資源化すること。また、処理及び再資源化に際し当然なすべき事項は、本仕様書に記載がなくとも、積極的に実施すること。

4 収集物項目及び予定数量

- | | | | |
|-----|-------|------------------------|----------------|
| (1) | 産業廃棄物 | 廃プラスチック類 (R P F 工場搬入) | 1 0, 0 0 0 k g |
| (2) | 産業廃棄物 | 廃プラスチック類 (塩ビ) | 6, 0 0 0 k g |
| (3) | 産業廃棄物 | ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず | 1, 6 0 0 k g |
| (4) | 産業廃棄物 | 蛍光管 (バラ) | 1, 2 0 0 k g |
| (5) | 産業廃棄物 | 白熱灯 | 1 0 k g |
| (6) | 産業廃棄物 | 水銀使用製品産業廃棄物 (廃水銀灯) | 1 2 0 k g |

5 一般仕様

(1) 分別集積

分別に際しては、官側で実施するものとし、簡易的な洗浄を行ったものを集積する。

なお、集積場所は、官側担当者の指示する集積場とする。

(2) 収集運搬

回収日は原則として、水曜日とする。その他、官側の要請による臨時回収及び収集量による回収の調整は、官側と協議のうえ決定する。また、収集時間については官側より指示する時間に収集を実施する。

(3) 収集物の混載制限

請負者は、運搬時に駐屯地等から回収した収集物を他企業等の収集物と混載してはならない。

(4) 再資源化

4 - (1) 収集物は、請負者の負担において中間処理を実施し、収集物の形態に応じた再資源化を徹底すること。

(5) 搬出数量

計量結果については、その都度官側へ書面で通知する。

また、収集業務上必要な書類等がある場合は、その都度官側へ通知する。

6 搬出運搬

- (1) 搬出に際し、官側の作業等支障が出ないように十分に調整をし、搬出を行うものとする。また、運搬に際しては、飛散防止措置及び積載物落下防止の措置を十分に考慮するものとする。
- (2) 車両の走行に際し、駐屯地内制限速度を遵守すること。

7 処 分

請負者は契約締結後、産業廃棄物処理に関する契約書により契約を交わすこと。（収集・運搬及び処分用）

8 資 格

本役務を実施するにあたり、請負者の資格を「産業廃棄物収集運搬業」の許可を得たものと定める。

9 その他

- (1) 本仕様書により、収集運搬処分を実施し、疑義が生じた場合、速やかに官側へ報告し協議すること。また、物品等に破損汚損を生じた場合は、速やかに官側担当者へ報告し現状復帰すること。
- (2) 処分完了はマニフェストE票の提出をもって完了する。

10 提出書類

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 産業廃棄物管理票の記載及び返送（マニフェスト） | 1 部 |
| (2) 産業廃棄物処理に関する契約書（収集・運搬及び処分用） | 1 部 |
| (3) 計量伝票 | 1 部 |
| (4) その他官側担当者の指示する書類 | |